

## 地方法人税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 国内最低課税額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税に関する電子情報処理組織による申告の特例について、本特例による申告が納税申告書により行われたものとみなされる法令の細目を定めることとする。（第13条の2 関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、別段の定めがあるものを除き、令和7年4月1日から施行することとする。（附則関係）